

はじめに

水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者（以下、「水道事業者等」という。）にとって、安全かつ清浄な水の供給を確保することは、最も基本的な義務であり、これを常時確保するためには、状況に即応した水質の管理が不可欠である。

このため、我が国の水道においては、水道法第20条に基づき、水道事業者等が水質検査を行わなければならないとされており、水道事業者等は原則として自らが必要な検査施設を設けるべきこととされている。しかし、自己検査ができない場合には地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者（以下、「登録検査機関」という。）に委託して検査を行うことを認めている。

水質検査機関の登録制度は、平成15年の水道法改正により導入されているが、その運用方針については、平成15年4月の厚生科学審議会答申（水質基準の見直し等について）において、検査の質の確保を図るため、GLPの考え方を取り入れた精度と信頼性保証の体制を導入すべきことが提言されており、その内容が水道法施行規則における登録の申請書類及び検査の方法等に反映されている。

当該制度が施行され5年以上経過し、平成22年7月末において登録検査機関は221社となり、また水道事業者等が水質検査をこれらの機関に委託する機会は年々増加している。その一方、一部の登録検査機関において水質検査の実施の不正行為が発覚する等水質検査の信頼性を低下させる行為の発生が懸念される。

そのため、1）近年の水道事業者等や登録検査機関の水質検査の状況、2）国による登録検査機関に対する指導及び監督の状況、3）水道事業体、衛生研究所、水道関係団体及び品質システム審査登録認定機関に所属する有識者や検討会委員へのヒアリング等を踏まえ、水道事業者等が登録検査機関に委託する際の水質検査の信頼性を確保する取組について検討を行ったものである。